



低圧電気設備－第 7-710 部：特殊設備又は特殊 場所に関する要求事項－医用場所

JIS C 0364-7-710 : 2026
(IEC 60364-7-710 : 2021)

令和 8 年 1 月 20 日 制定

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第二部会 電気技術専門委員会 構成表

氏名	所属
(委員会長) 熊 田 亜紀子	東京大学
(委員) 青 木 真 理	川崎市地域女性連絡協議会
岡 田 香 織	一般財団法人日本消費者協会
上参郷 龍 哉	一般財団法人電気安全環境研究所
清 水 洋 隆	一般社団法人電気設備学会
高 尾 登	IEC/ACTAD 国内委員 (東京電力ホールディングス株式会社)
田 原 房 枝	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
松 岡 雅 子	株式会社 UL Japan
香 月 嘉 史	一般社団法人送配電網協議会
本 吉 高 行	一般社団法人電気学会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：令和 8.1.20

官 報 掲 載 日：令和 8.1.20

原案作成協力者：一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第二部会（部会長 古関 隆章）

審議専門委員会：電気技術専門委員会（委員会長 熊田 亜紀子）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省イノベーション・環境局 国際電気標準課
(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail: jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
710 医用場所	1
710.1 適用範囲	1
710.2 引用規格	2
710.3 用語及び定義	3
710.30 一般特性の評価	5
710.31 目的、電力供給及び構成	6
710.313 電力供給	6
710.314 設備の分割	6
710.41 安全保護－感電保護	6
710.411 保護手段：電源の自動遮断	7
710.414 保護手段：SELV 及び PELV による特別低電圧	8
710.415 追加保護	9
710.42 安全保護－熱の影響に対する保護	10
710.421 電気機器に起因する火災に対する保護	10
710.44 安全保護－妨害電圧及び電磁妨害に対する保護	10
710.444 電磁的影響に対する手段	10
710.51 電気機器の選定及び施工－一般事項	10
710.512 運転条件及び外的影響	11
710.514 識別	12
710.52 電気機器の選定及び施工－配線設備	13
710.53 電気機器の選定及び施工－安全保護、断路、開閉、制御及び監視のための機器	13
710.531 感電保護用の機器	13
710.535 保護装置の遮断協調	14
710.536 断路及び開閉	14
710.537 監視	15
710.55 電気機器の選定及び施工－その他の機器	15
710.559 照明器具及び照明設備	15
710.56 電気機器の選定及び施工－安全設備	16
710.6 検証	19
附属書 A (参考) 医用場所のための、グループ番号及び安全設備用電力供給設備の分類の割当ての例	22
附属書 B (参考) 電磁障害 (EMI) に関する指針	23
附属書 C (参考) サムカントリーノート (例外)	24
解 説	25

まえがき

この規格は、産業標準化法に基づき、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本産業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

日本産業規格

JIS

C 0364-7-710 : 2026

(IEC 60364-7-710 : 2021)

低圧電気設備－第 7-710 部：特殊設備又は特殊場所 に関する要求事項－医用場所

Low-voltage electrical installations—Part 7-710: Requirements for special installations or locations—Medical locations

序文

この規格は、2021 年に第 2 版として発行された IEC 60364-7-710 を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

この規格の要求事項は、JIS C 60364 規格群に対して医用場所に関する要求事項を追加、変更又は置き換えるものである。

箇条番号の付け方は、JIS C 60364-1:2010 の様式 “表 A.1 (JIS C 0364, JIS C 60364 規格群の番号体系) 及び表 A.2 [JIS C 0364, JIS C 60364 (低圧電気設備) 規格群の構成]” に従っている。この規格を示す固有番号 (710) に続く番号が、採用する JIS C 60364 規格群の箇条番号を示している。

この規格では、JIS C 60364 規格群の要求事項を適用し、例えば、この規格の 710.4 (安全保護) は、JIS C 60364-4 規格群の要求事項にこの規格の 710.4 に規定している要求事項を追加又は変更して適用することを意味している。

710 医用場所

710.1 適用範囲

この規格は、患者及び医療従事者の安全を提供するために、医用場所の電気設備に適用する。これらの要求事項を次の事項に適用する。

– 病院及び診療所又は同等の施設（同等の運搬可能及び移動可能な場所を含む）。

同等の施設には、一般特性の評価 (710.30) に従って、次のものも含めことがある。なお、これらは、全てを網羅するものではない。

– 療養所及びヘルスクリニック

– 患者が医療を受ける、高齢者向け住宅及び老人ホーム内の専用の場所

– 医療センター、外来患者診療所及び医療部門、救急病棟

– その他の外来患者施設（産業、スポーツなど）

– 医療及び歯科診療